

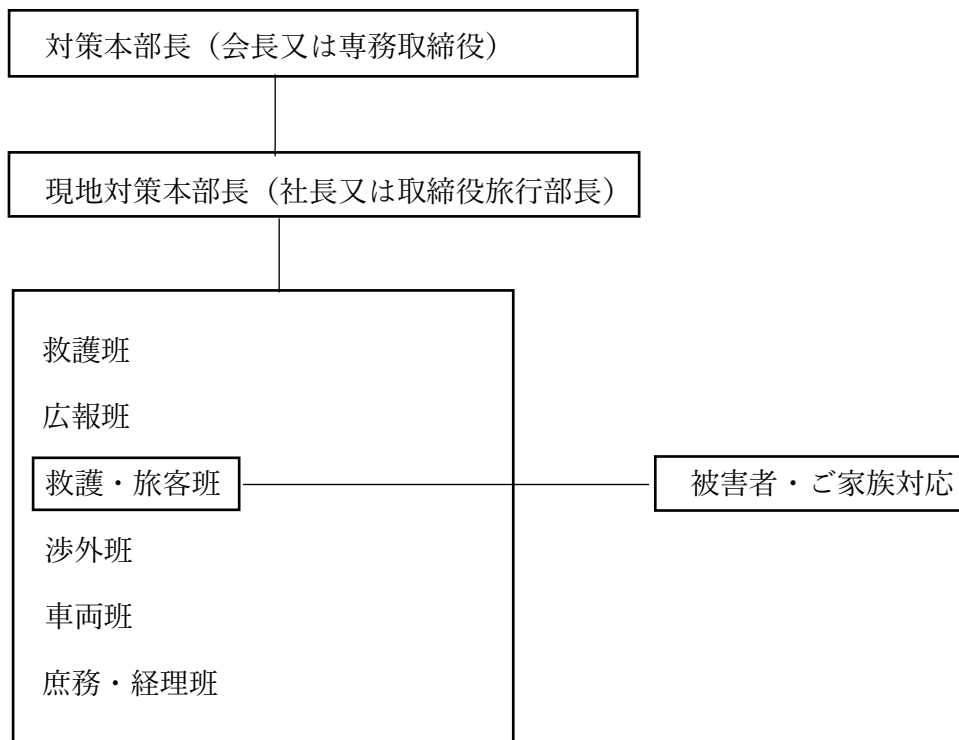
3.被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立

・ 対策本部を設置し、被害にあわれた方やご家族に支援が行えるよう、必要な体制を整備するよう努めます。

・ 事故発生時の体制図

対策本部



・ 対策本部内の各班は、その機能を最大限発揮できるよう、本社、バスの各部門担当者により、事故の規模と内容に応じて構成します。

・ 継続的な対応に関する体制は、事故の規模と内容に応じて整備します。